

号外第21号		報 県 千 葉		令和7年3月7日（金曜日）	
千 葉 県 報		規 則		号 外	
主 要 目 次		規 則		号 外	
○ 千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則		○ 千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則		令和7年3月7日	
○ 千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則		○ 千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則			
○ 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則		○ 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則			
○ 千葉県漁業調整規則の一部を改正する規則		○ 千葉県漁業調整規則の一部を改正する規則			
○ 千葉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則		○ 千葉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則			
○ 千葉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則		○ 千葉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則			
○ 千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則		○ 千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則			
		規 則			
千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年三月七日		千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 千葉県知事 熊谷 俊人			
千葉県規則第八号		千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則			
千葉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成八年千葉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。		別表第六第一号口中「児童福祉施設」の下に「又は同法第十条の二第二項に規定する子ども家庭センター」を加え、「母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター」を削る。			
附 則		この規則は、公布の日から施行する。			
千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年三月七日		千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 千葉県知事 熊谷 俊人			
千葉県規則第九号		千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則			
千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則（昭和三十七年千葉県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。					
		第三条第一項第七号中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改め、同項第八号を次のように改める。 八 児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター 第四条の表に次のように加える。			
君津保健医療圏		木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市			
別記第八号様式（裏）中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に、「母子健康助産師22条第1項に規定する母子健康包括支援センター」を「児童福祉法第10条の2第2項に規定する子ども家庭センター」に改める。		別記第十一号様式（裏）中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に、「母子健康助産師22条第1項に規定する母子健康包括支援センター」を「児童福祉法第10条の2第2項に規定する子ども家庭センター」に改める。			
附 則		（施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。			
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年三月七日		製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 千葉県知事 熊谷 俊人			
千葉県規則第十号		製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則			
製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年千葉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。		別記第一号様式中 「3 製菓衛生師法第8条の規定により免許の取消処分を受けたことはありません。（あるときは、処分都道府県知事名、処分年月日及び処分を受けた理由）」 「3 製菓衛生師法第8条の規定により免許の取消処分を受けたことの有無」 □有 □無 4 3で有の場合、処分都道府県知事名、処分年月日及び処分を受けた理由 処分年月日 処分を受けた理由			

報 告 県 千 葉 号 外 第 2 1 号			令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）	
5 罌、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるか否かの別 □ 中毒者である。 □ 中毒者でない。 同様に備考として次のように加える。 備考 3 及び5については、該当する□の中にし印を付けてください。 附 則 この規則は、令和七年四月一日から施行する。 千葉県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年三月七日 千葉県知事 熊 谷 俊 人 千葉県規則第十一号 千葉県漁業調整規則の一部を改正する規則 千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。 第四十五条第一項第四号を次のように改める。 四 くまで及び移植ごと（柄の長さ五十センチメートル以内のものに限る。） 第四十五条第一項第五号中「藻類の」を削る。 第五十一条に次の一項を加える。 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。 第五十九条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。 第六十条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。 附 則 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十五条第一項第四号の改正規定及び第五十九条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は令和七年六月一日から施行する。 （経過措置） 2 この規則（前項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 千葉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年三月七日 千葉県知事 熊 谷 俊 人 千葉県規則第十二号 千葉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則			千葉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則（昭和二十七年千葉県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。 第一条中「規定により」を「規定による」に、「並びに免許の申請及び法第九条の規定による届出に係る書類」を「及び特定書類」に改める。 附 則 この規則は、令和七年四月一日から施行する。 千葉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年三月七日 千葉県知事 熊 谷 俊 人 千葉県規則第十三号 千葉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 千葉県宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年千葉県規則第四十号）の一部を次のように改正する。 第一条中「者は」の下に「、次の各号に掲げる者が外国人である場合にあつては」を加え、「次の各号に掲げる書類」を「当該者の住民票の写し又はこれに代わる書面」に改め、同条各号を次のように改める。 一 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号。以下「施行規則」という。）第一条の二第一号に規定する免許を受けようとする者 二 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第二条の二で定める使用人 第四条第一項中「第九条」を「第九条第一項」に、「宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号。以下「施行規則」という。）第一条の二第二項第十号」を「施行規則第一条の二第二項第十一号」に改め、同条第二項を削る。 第五条中「第五条の三第三項」を「第五条の二第三項」に改める。 第六条中「第五条の五」を「第五条の四」に改める。 第十三条第三項中「第九条」を「第九条第一項」に改める。 別記第七号様式から第九号様式までの規定、第十二号様式、第十五号様式、第十六号様式及び第十八号様式中「㊟」を削る。 附 則 この規則は、令和七年四月一日から施行する。 千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年三月七日 千葉県知事 熊 谷 俊 人 千葉県規則第十四号 千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則	

千葉県建築士法施行細則の一部を改正する規則

千葉県建築士法施行細則（昭和二十六年千葉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の七第三項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ）」に改める。

第十条第二号中「、生年月日及び性別」を削る。

第十六条の二に次の一項を加える。

4 前各項の規定は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第八条第一項の規定により行われた縦覧等に係る名簿の閲覧については、適用しない。

第十六条の八第三項中「磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法」を「次の各号に掲げる電磁的方法」に改め、同項に次の各号を加える。

一 指定登録機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

第十六条の十一第二項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。

4 前各項の規定は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第八条第一項の規定により行われた縦覧等に係る閲覧書類の閲覧については、適用しない。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第六条の七第三項第二号及び第十六条の八第三項の改正規定、同項に各号を加える改正規定並びに第十六条の十一第二項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

購読料
本号
一部

一二円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号

千葉県
〇四三（二二三）二六五八